

平成 27 年 10 月 7 日
株式会社整理回収機構

特定回収困難債権及びサービサー機能を活用した反社債権の買取りについて

当社は平成 23 年 10 月の改正預金保険法の施行により、新たに特定回収困難債権の買取り・回収業務を担うことになり、平成 24 年 7 月から預金保険機構の委託を受けて反社会的勢力等に対する債権等を買取ってまいりましたが、買取りから約 3 年強の本年 9 月末時点で買取件数が 100 件を超えることとなりました。

今後も、当社がこれまで培ってきたノウハウを活用し、預金保険機構や警察と連携・協力して、厳正な管理・回収を行ってまいります。

また、当社は平成 26 年 3 月から、当社のサービサー機能を活用して預金保険法に基づく特定回収困難債権の買取制度の対象とならない信販会社・保険会社等が保有する反社会的勢力に対する債権等の買取り及び管理・回収の受託業務を開始しました。業務開始以来、業界団体等を中心に説明会などを実施し、本業務の周知活動を行ってまいりました結果、信販会社・保険会社等から数多くのご相談等をいただき、業務開始から約 1 年半となります本年 9 月末時点で買取決定件数が 100 件を超えることとなりました。

今後も、信販会社・保険会社等と反社会的勢力との関係遮断に向けて、更に周知活動と買取り及び管理・回収の受託業務を推進してまいります。

反社会的勢力に対する債権等は、民間の信販会社・保険会社等が管理・回収することが難しい債権であり、当社がこれまで培ってきたノウハウを活用し、厳正な管理・回収を行ってまいります。

以 上

(本件に関する問い合わせ先)

株式会社 整理回収機構 広報担当
03-3213-7274